

2012年1月

『 え ん ド ル 君 』
予定利率市場連動型個人年金保険（ドル建）
ご契約者各位

ジブラルタ生命保険株式会社
（旧AIGエジソン生命保険株式会社）

本資料をご覧くださいいただく際の留意事項

旧AIGエジソン生命保険株式会社（以下、旧エジソン生命）は、2012年1月1日をもちまして、旧エイアイジー・スター生命保険株式会社とジブラルタ生命保険株式会社との3社合併により、社名を『ジブラルタ生命保険株式会社』へ変更いたしました。

本資料は、旧エジソン生命が過去に金融機関募集代理店を通じて販売していた商品の当時の「特に重要な事項のお知らせ」であり、ご契約者向けに掲載しているものです。

〔注〕現在、本商品は新規の販売を停止しております。

合併に伴う、ご契約者の保険契約内容の変更はございません。また、合併に伴い、ご契約者にお手続きをいただくことは一切ございません。

本商品のご契約内容に関するご照会、積立利率・為替レート等のご確認は、下記までお願いいたします。

引受保険会社
ジブラルタ生命保険株式会社

コールセンター
(旧エジソン生命専用ダイヤル)  0120-653-666

受付時間 平日9:00~18:00
(土日・祝・12/31~1/3を除く)

携帯・PHSからもご利用いただけます。
本社 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

特に重要な事項のお知らせ

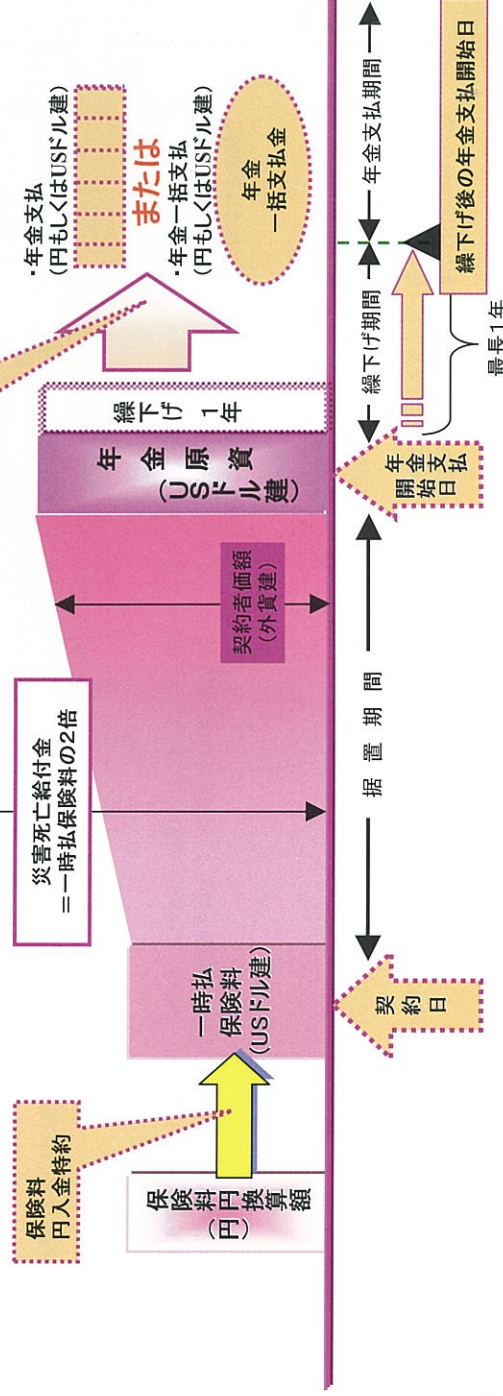
【契約概要】

契約概要 ~以下の点につき担当者が口頭でお伝えいたします~

この「特に重要な事項のお知らせ【契約概要】」では、ご案内する商品内容等をご理解いただくために必要な情報をとりまとめ記載しています。契約申込に際して特にご注意いただきたい事項を説明しています「特に重要な事項のお知らせ」【注意喚起情報】と併せて、お申込み前に必ずお読みください。
また、現在加入している保険契約を解約・減額して新たな保険契約をお申込みされる場合など、本書面に記載のある、お客様にとって不利益になることのある項目につきましては、とりわけお読みいただくことが重要です。

1 商品のしくみ

この商品は、契約時より一定期間経過したとき(据置期間満了時)から所定の定額の「年金」をお受け取りいただける外貨建の個人年金保険です。



2 年金の種類

お選びいただいた一定期間、定額の年金をお受け取りいただけます。

(種類: 5年、10年、15年、20年)

3 被保険者が万が一お亡くなりになった場合

- 契約日(保険料相当額の領収日)以後、据置期間中(年金支払開始日の繰下げ期間中を除く)に被保険者が不慮の事故を原因としてその事故から180日以内に死亡された場合、または所定の感染症により死亡された場合は、死亡日の契約者価値(USD)または一時払保険料(USD)の2倍の、いずれか大きな金額を災害死亡給付金としてお支払いします。それ以外を原因とする、年金支払開始日前の死亡の場合、契約者価値(USD)を死亡給付金としてお支払いします。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときなど、お支払いできない場合があります。保障内容の詳細は「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

4 お申込に際して

- 一時払保険料: お申込みにあたって一括でお支払いいただきます。最低保険料は円建入金の場合5,000USD、USD建入金の場合10,000USD、ただし最低年金額を充たすものとします。1契約および通算の最高保険料は、契約年齢等により異なります。
- 保険料払込方法: 当社指定の専用銀行口座へのお振込みとなります。
- 契約年齢: 被保険者の保険年齢における「加入が可能な年齢の範囲」を指します。20歳以上79歳以下です。
- 据置期間: 6、10年の2種類です。また、年金支払開始日は最長1年間繰下げ可能です。

5

付加できる主な特約とその内容

- 保険料円入金特約: 一時払保険料払込時、USDに替えて円によるご入金が出来ます。
 - 円支払特約: 年金・給付金などをUSDに替えて円により受取ることが出来ます。
- ※特約の詳細については、「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

6

予定利率について

- 据置期間中: 毎月1日に、市場金利情勢等に応じて設定されます。設定後の予定利率は、ご契約時から据置期間を通じて一定です。なお、繰下げ時の予定利率は別途設定されます。
- 年金支払開始日以後: 年金支払開始日に、その時の市場金利情勢等に応じて設定されます。設定後の予定利率は、年金受取期間を通じて一定です。

7

配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

8

解約払戻金・契約者価値に関する事項

- この保険には、据置期間および適用される予定利率などに応じた解約払戻金があります。
- 将来の年金・給付金などを受取る際の基準となる契約者価値は、払込保険料の金額と契約毎の予定利率を用いて複利計算されます。据置期間中の解約払戻金計算の際には、契約日からの経過期間に応じて、契約者価値から所定の割合を控除した金額を解約払戻金としてお支払いします。よって、契約後短期間で解約された時の解約払戻金は払込保険料を下回る場合があります。
- 解約控除率

経過年数	0年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
据置期間	10年	10.5%	9.8%	8.1%	7.4%	5.7%	5.0%	4.0%	3.0%	—	—
	6年	8.0%	7.4%	5.8%	5.2%	3.6%	2.0%	—	—	—	—

※月単位の控除率は、既に経過した年数の控除率とそれに1年を加えた経過年数の控除率を、経過した月数で期間按分します。

9

為替リスクについて

- この保険における、USDと円との換算に用いる為替レートは、時々々の為替相場により異なるため、諸支払金額は保険料の払込時円換算額を下回る場合があります。この為替リスクは、ご契約者およびお受取人に帰属します。

10

為替適用レートについて

- この保険における、円から「外貨」への換算または「外貨」から円への換算に用いる為替レートは、以下の表の通りとなります。なお、TTM(公表仲値)およびTTBはAIGエジソン生命が指定する金融機関の公示値を用い、TTBはTTMから所定の為替手数料を差引いたものです。

対象	適用為替レート	適用日
一時払保険料	最初TTM	AIGエジソン生命の専用口座に着金した日
死亡給付金	最終TTM	死亡給付金請求書類受付日
年金	最終TTM	年金支払開始日
年金支払開始日の年金原資の一括支払金	最終TTM	年金支払開始日
解約払戻金	最終TTB	専用フリーコールへの申出の場合 解約申出日 ※

※上記以外の解約の場合は、解約請求書のAIGエジソン生命本社受付日
(注) TTBを算出する際のTTMとの差は、USD建は1円となっておりますが、この差は当社が指定する金融機関により、将来変更される場合があります。

特に重要な事項のお知らせ 【注意喚起情報】

注意喚起情報 ～以下の点につき担当者が口頭でお伝えいたします～

この「特に重要な事項のお知らせ」【注意喚起情報】では、契約申込に際して特にご注意ください事項を、とりまとめて説明しています。ご案内する商品内容等をご理解いただくために必要な情報を記載した「特に重要な事項のお知らせ」【契約概要】と併せて、お申込み前に必ずお読みください。

また、現在加入している保険契約を解約・減額して新たな保険契約をお申込みされる場合など、本書面に記載のある、お客様にとって不利益になることのある項目につきましては、とりわけお読みいただくことが重要です。

お申し込みにあたって

1

個人年金保険は生命保険商品です。

- 「えんドル君」は、AIGエジソン生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 生命保険商品は預金と異なり、預金保険制度の対象とはなりません。

2

この保険商品は、お客様ご本人による保険料の振込によって、ご契約のお申込みが行われますので、クーリング・オフ（お申込の撤回等）制度の対象外となります。

- この保険の一時払保険料の払込方法は「AIGエジソン生命が指定する金融機関の口座に対する振込による方法」に限定しています。
- この場合、ご契約者様が十分ご検討のうえ自発的な意思によりお申込みをされ、保険料を送金されたものとみなされますので、保険料送金後はご契約のお申込みを撤回することはできません。

3

為替変動によるリスクがあります。

- この保険は外貨建商品であり、為替変動によるリスクがあります。この為替リスクは、ご契約者およびお受取人に帰属します。
- この保険における、円から「外貨」への換算または「外貨」から円への換算に用いる為替レートは、時々の為替相場により異なるため、実際に支払われる年金・給付金などの諸支払金額は、ご契約者様が支払われた保険料の払込時円換算額を下回る、あるいは保険契約時における為替相場により円換算した年金・給付金などの諸支払金の予定額を下回る場合があります。

4

適用為替レート、送金手数料について

- この保険の加入時および年金支払時などにおける、円と外貨との換算に用いる為替レートは、TTM（公表仲値）を適用します。なお、TTMおよびTTBはAIGエジソン生命が指定する金融機関の公示値を用い、TTBはTTMから所定の為替手数料を差引いたものです。※TTBを算出する際のTTMとの差は、USD円建は1円となっておりますが、この差は当社が指定する金融機関により、将来変更される場合があります。
- 解約払戻金の請求は、TTB（TTM－為替手数料）を適用しますので、ご注意ください。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をお読み下さい。
- 外貨で年金・給付金などをお受取りになる場合、送金手数料はお客様のご負担となります。

5

ご契約の申込書・告知欄は、契約者・被保険者ご自身でご記入ください。

- 記入内容を十分お確かめのうえ、署名・押印をお願いします。

6

職業などについて、ありのままを告知してください。【告知義務】

- 被保険者が、重要なことについて告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反となり、ご契約が解除されたり給付金をお支払いできないことがあります。
- 告知については、所定の生命保険契約申込書にご記入ください。AIGエジソン生命の生命保険募集人に口頭でお話されただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

7

個人情報の取扱については、ご契約者（申込人）および被保険者の確認・同意事項を申込書および「ご契約のしおり・約款」に記載しています。

- 個人情報の取扱に関しては、申込書および「ご契約のしおり・約款」に記載していますので、内容について確認してください。

8

お客様のお申込みに対してAIGエジソン生命が承諾したときに、保険契約は成立します。

- 当社の生命保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からお申込みを当社が承諾したときに成立します。

保険契約が成立となった場合、一時払保険料の払込※と告知が完了したときからAIGエジソン生命は保険契約上の責任を負います。【責任開始期】

※「払込」とは、一時払保険料相当額のAIGエジソン生命指定の金融機関口座への着金を指します。

9

年金額について

- お受取りになる年金額は、年金支払開始時に設定される予定利率により決定されます。
- 設計書やパンフレット等に掲載されている年金額は、将来のお支払額を保証するものではありません。
- 年金支払開始時に年金額が所定の最低年金額を満たさない場合は、選択された年金種類、年金支払期間でのお取扱いがでない場合があります。

10

解約払戻金について

- 解約は、年金支払開始日前に限りお取扱います。年金支払開始日以降の解約はお取扱できません。年金の一括支払の方法をご利用ください。
- 解約払戻金は、契約日からの経過期間に応じて、契約者価額から所定の割合を控除した金額を解約払戻金としてお支払いします。契約後 短 期間で解約された時の解約払戻金は、払込保険料を下回ることがあります。

11

「えんドル君」暗証番号の登録について

- 暗証番号を登録いただくことにより、電話での各種手続きが可能となります。暗証番号が未登録の場合は、フリーコールでの解約のお申し出がお受けできませんので、特にご注意ください。
- ※円での解約払戻金のお支払を電話によりお申し出された場合、解約のお申し出受付日の為替レートが適用されます。電話によるお申し出以外の方法により解約をされる場合、解約書類をAIGエジソン生命本社で受付けた日の為替レートが適用されます。

12

現在ご契約の保険契約の解約等を前提とした、新たな保険契約お申込みのご検討に際して

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的に以下の点について契約者に不利益となります。
 - ・ 解約払戻金額が、払込まれた保険料より少ない金額となる場合があります。
 - ・ 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によっては、お引受けできない場合があります。
 - その他、詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をお読み下さい。

13

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の委員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にもご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、「ご契約のしおり」の「生命保険契約者保護機構」について詳しくご覧いただくとともに、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

生命保険契約者保護機構： TEL 03－3286－2820 ホームページアドレス： <http://www.seihohogo.jp/>

* 保険に関する相談・苦情、当社の生命保険募集人であることの確認などにつきましては、当社カスタマー・サービス・センターへお問合せください。
0120－663－666（フリーコール／通話料無料）、受付時間9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始の休業日を除く）

* （社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス： <http://www.seiho.or.jp/>）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合には、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

本保険商品内容のご理解のためには、商品の詳細、クーリング・オフ（お申込みの撤回等）、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更、当社の担当者（生命保険募集人）の権限など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識、おまな保険用語の説明等を記載しています。ご契約のしおり・約款、必ずお読みください。また、受領後は大切に保管ください。